

簡易型プロポーザル方式（公募型）に係る事業者選定手続開始の公表

次のとおり事業者を募集します。

令和7年 年 1 月 2 0 日

品 川 区 長

1 業務概要

- (1) 業務件名 キッチンカー仲介業務
- (2) 業務内容 区役所プラッツァにキッチンカーを以下のとおり出店させる。
キッチンカー出店者との仲介業務
- (3) 履行期間 令和7年6月1日～令和8年3月31日の間の水曜日と金曜日
ただし、令和7年8月1日～8月31日および祝日・年末年始の閉庁日を除く。
- (4) 出店時間 午前10時～午後3時とし、午前11時～午後1時迄は必須とする。
- (5) 出店舗数 各日2店舗

2 参加申込に必要な要件等

- (1) 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。
品川区への競争入札参加申込資格がない事業者が申込みをする場合は、参加申込の際、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。
 - ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し） 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）
 - ② 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本の写し） 発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いる場合に限る。）
 - ③ 身分証明書 本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いないで営業している場合に限る。）
 - ④ 財務諸表 貸借対照表および損益計算書（直前決算のものに限る。）
 - ⑤ 法人事業税の納税証明書 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）
 - ⑥ 納税証明書その1（法人税） 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）
 - ⑦ 納税証明書その1（申告所得税） 発行後3か月以内のもの（個人の場合に限る。）
 - ⑧ 納税証明書その1（消費税および地方消費税） 発行後3か月以内のもの

*⑤から⑧までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- (3) 品川区長から指名停止中の者および会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 品川区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成24年3月21日区長決定）別表に規

定する措置要件に該当しないこと。

- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと
- (6) キッチンカーの出店に関わる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督等のトータルマネジメントを実施できる事業者であること。
- (7) 自治体におけるキッチンカー仲介事業の実績があること。

3 手続方法等

本件への参加を希望する事業者は、必要書類を以下のとおり区に提出すること。

- ・提出内容 「簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書」
- ・提出方法 電子メール
- ・提出期限 令和7年1月29日（水）

4 その他

- ・詳細は、「キッチンカー仲介業務」簡易型プロポーザル方式実施要領による。

【本公表に関する問い合わせ先】

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36

品川区企画経営部経理課庁舎管理係 細野

電話番号：03-5742-6637 FAX番号：03-5742-6873

メールアドレス：keiri@city.shinagawa.tokyo.jp